

横浜市開発審査会会議録

日時		平成28年9月12日（月）午後2時から午後3時10分まで
開催場所		関内中央ビル5階 特別会議室
出席者	委員	吉川 知恵子 会長 浜野 四郎 委員 原田 満 委員 玉野 直美 委員
	幹事等	武田 環境創造局 環境保全部 環境管理課長 清野 環境創造局 みどりアップ推進部 農政推進課長 武部 環境創造局 みどりアップ推進部 みどりアップ推進課担当課長 脇本 環境創造局 下水道管路部 管路保全課長（代理） 水谷 道路局 道路部 維持課長（代理） 中田 道路局 河川部 河川計画課長（代理） 藤井 建築局 宅地審査部 宅地審査課 宅地企画担当課長
	議題 提案 課等	郷間 建築局 宅地審査部 調整区域課長 中村 建築局 宅地審査部 調整区域課 担当係長 藤田 建築局 宅地審査部 調整区域課 担当係長 川島 健康福祉局 障害福祉部 障害支援課 整備推進担当係長
	事務局	鈴木 建築局 建築監察部長 金指 建築局 建築監察部 法務課 課長 加納 建築局 建築監察部 法務課 審査係長 建築局 建築監察部 法務課 岡野、石井
欠席者	委員	坂倉 徹 委員 平本 光男 委員 根岸 宏文 委員
	幹事	足立 都市整備局 地域まちづくり部 地域まちづくり課 担当課長 嶋田 建築局 企画部 都市計画課長
開催形態		第4号議案及び第5号議案、許可処分及び協議報告、並びにその他 公開 第1号議案及び第3号議案 非公開
傍聴人		なし

<p>議題</p>	<p>1 第1号議案（都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの審議…開発審査会提案基準第24号） 市街化調整区域内（旭区上川井町）において分家住宅を一般住宅に用途変更すること。 （非公開）</p> <p><del>2 第2号議案（都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの審議…開発審査会提案基準第24号） 市街化調整区域内（青葉区上谷本町）において分家住宅を一般住宅に用途変更すること。 取下げ</del></p> <p>3 第3号議案（都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの審議…開発審査会提案基準第24号） 市街化調整区域内（都筑区茅ヶ崎東五丁目）において分家住宅を一般住宅に用途変更すること。 （非公開）</p> <p>4 第4号議案（都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの審議…開発審査会提案基準第27号） 市街化調整区域内（旭区下川井町2200番の1の一部）において就労移行支援事業所を建築すること。</p> <p>5 第5号議案（都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの審議…開発審査会提案基準第29号） 市街化調整区域内（栄区金井町1617番の1の一部）において障害者グループホームを建築すること。</p> <p>6 開発審査会包括承認に関する許可処分及び協議報告</p> <p>7 その他 会議録の確認（平成28年7月25日及び平成28年8月22日開催分）</p>
<p>決定事項</p>	<p>1 第1号議案は、「継続審議」 2 第3号議案から第5号議案までは、「可」 3 その他は、「了承」</p>
<p>議事</p>	<p>※ 第1号議案及び第3号議案の審議については、「非公開」とする旨決定される。なお、第1号議案及び第3号議案については、傍聴人及び幹事は退席。</p> <p>1 第1号議案（都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの審議…開発審査会提案基準第24号） （提案課） ※ 提案理由、申請者、申請地、建築物の概要、提案内容、その他必要な事項、形態制限等を説明  （非公開）</p>

議事	<p style="text-align: center;">「継続審議」とされる。</p> <p>3 第3号議案（都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの審議…開発審査会提案基準第24号） （提案課） ※ 提案理由、申請者、申請地、建築物の概要、提案内容、その他必要な事項、形態制限等を説明</p> <p style="text-align: center;">（非公開）</p> <p style="text-align: center;">「可」とされる。</p> <p>4 第4号議案（都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの審議…開発審査会提案基準第27号） （提案課） ※ 提案理由、申請者、申請地、建築物の概要、提案内容、その他必要な事項、形態制限等を説明</p> <p>（委員） バイオディーゼル燃料の精製とはどのような作業か。騒音や臭気は発生しないか。 （提案課） 回収した小学校の給食で発生した廃油を、機械で精製する。機械なので稼働音や油であるので臭いは発生するが、外部に漏れて問題となるようなものではない。</p> <p>（委員） No. 2 付近見取図にある隣地の公共公益施設は何か。 （提案課） 申請対象である就労移行支援事業所と同様の施設で、就労継続支援B型事業を行う施設である。申請者が運営している。就労継続支援B型事業施設は、就労移行支援事業所に2年間通所した後に入所する施設として平成27年度以降に位置付けられた施設である。</p> <p>（委員） No. 1 位置図に駅からのルートが示されていないが、施設利用者はどのように通所するのか。駐車場も1台分しかないが。 （提案課） 相鉄線三ツ境駅からバスを利用して、旭高校入口バス停から徒歩で通所する。</p> <p style="text-align: center;">「可」とされる。</p> <p>5 第5号議案（都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの審議…開発審査会提案基準第29号） （提案課）</p>
----	---

議事	<p>※ 提案理由、申請者、申請地、建築物の概要、提案内容、その他必要な事項、形態制限等を説明</p> <p>(委員) No. 2付近見取図に示された「グループホームさくら園」とは、申請対象と同じ障害者グループホームではないということか。</p> <p>(提案課) そうである。高齢者グループホームであるので、立地基準上の問題はない。</p> <p>(委員) 入居するのはどのような障害者か。</p> <p>(提案課) 就労移行支援事業施設に通所している障害者や企業に通勤している障害者等が入居する。</p> <p>「可」とされる。</p> <p>6 開発審査会包括承認に関する許可処分及び協議報告</p> <p>※ 資料2にて報告</p> <p>7 その他</p> <p>会議録（平成28年7月25日及び平成28年8月22日開催分）の確認</p> <p>「了承」とされる。</p>
資料	<p>1 許可申請概要書（第1号議案及び第3号議案から第5号議案まで）</p> <p>2 開発審査会包括承認に関する許可処分及び協議報告書</p> <p>3 会議録（平成28年7月25日及び平成28年8月22日開催分）</p>
特記事項	なし

※本会議録は、平成28年10月17日、各委員に確認を得、確定しました。